平成27年国勢調査人口速報集計結果(奈良県)

奈良県総務部知事公室統計課平成28年2月

ご利用にあたって

この人口速報集計結果は、要計表(市町村において審査を終了する前の調査票から、世帯員の数を 転記した調査書類)を基に、人口及び世帯数を奈良県が集計したものであり、総務省が公表する要 計表による人口速報と相違があり得ます。

また、後日公表する人口及び世帯数の確定値は、調査票の記入内容に基づいた審査を経て集計・公表するため、数値が異なる場合があります。

数値のみかた

- ・本文及び図表中の数値は、平成22年までは確定値、平成27年は速報値です。
- ・本文及び図表中の数値は、表章単位未満で四捨五入しています。
- ・本文及び図表中の値は、表章単位未満を含んだ数値から算出しています。
- ・符号の用法
 - (1)「0、0.0」…表章単位未満(四捨五入後)
 - (2) 「△」…負号

用語の解説

人口

国勢調査における人口は「常住人口」であり、常住人口とは調査時に調査の地域に常住している者をいいます。

「常住している者」については、7ページの「調査の対象」を参照してください。

世帯

世帯数は、昭和55年までは「普通世帯」及び「準世帯」(ただし、昭和10年は普通世帯のみ)、昭和60年以降は「一般世帯」及び「施設等の世帯」の2種類に区分していますが、人口速報集計では両者を合わせた世帯数のみを公表しています。

「普通世帯…間借り、下宿などの単身者及び会社などの独身寮の単身者を除いた一般世帯。 準世帯…普通世帯以外の世帯。

「一般世帯…住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者など。 施設等の世帯…寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所の入院者、社会施設の入所者など。

1. 奈良県の人口 (平成27年10月1日現在)

○奈良県の人口 1,365,008 人 [前回より35,720 人(2.6%)減少]

〇平成 17年以降、減少傾向

※前回とは、平成22年10月1日現在の国勢調査結果を指す。(以下同様)

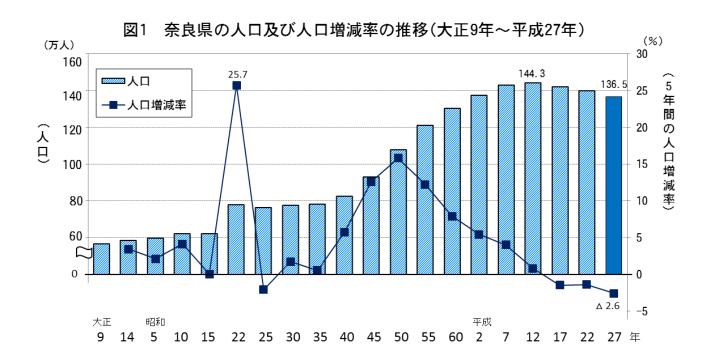


表1 奈良県の人口と人口増減数(率)の推移(大正9年~平成27年)

年次	大正 9年	大正 14年	昭和 5年	昭和 10年	昭和 15年	昭和 22年	昭和 25年	昭和 30年	昭和 35年	昭和 40年
総人口 (人)	564, 607	583, 828	596, 225	620, 471	620,509	779, 935	763,883	776,861	781,058	825,965
増減数 (人)		19, 221	12, 397	24, 246	38	159, 426	△ 16,052	12,978	4, 197	44,907
増減率 (%)		3.4	2.1	4.1	0.0	25.7	△ 2.1	1.7	0.5	5.7

年次	昭和 45年	昭和 50年	昭和 55年	昭和 60年	平成 2年	平成 7 年	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年
総人口 (人)	930, 160	1,077,491	1, 209, 365	1, 304, 866	1, 375, 481	1, 430, 862	1, 442, 795	1, 421, 310	1, 400, 728	1, 365, 008
増減数 (人)	104, 195	147, 331	131,874	95, 501	70,615	55, 381	11,933	△ 21,485	△ 20,582	△ 35,720
増減率 (%)	12.6	15.8	12.2	7.9	5.4	4.0	0.8	△ 1.5	△ 1.4	△ 2.6

2. 市町村別の人口 (平成27年10月1日現在)

○人口が多い上位 3 市町村 奈良市 360, 439 人 橿原市 124, 126 人 生駒市 118, 297 人

○人口が少ない上位3市町村 野迫川村449人 上北山村510人 黒滝村655人

〇前回に比べ人口が増加した市町村(6市町)

増加数が多い上位3市町村 香芝市2,410人 王寺町868人 葛城市796人 増加率が高い上位3市町村 王寺町3.9% 香芝市3.2% 葛城市2.2%

〇前回に比べ人口が減少した市町村(33 市町村)

減少数が多い上位 3 市町村 奈良市 \triangle 6, 152 人 大和高田市 \triangle 3, 595 人 五條市 \triangle 3, 448 人 減少率が高い上位 3 市町村 上北山村 \triangle 25. 3% 黒滝村 \triangle 22. 0% 川上村 \triangle 19. 7%

図2 市町村別人口(平成27年10月1日現在)

80,000 120,000 360,000 400,000 奈良市 360,439 大和高田市 64,856 大和郡山市 87,180 天理市 67.437 橿原市 124,126 桜井市 57,253 31,012 五條市 26,888 御所市 生駒市 118,297 香芝市 77.637 葛城市 36,655 宇陀市 31.117 山添村 3,676 平群町 18,897 =郷町 23 541 斑鳩町 27,314 安堵町 7,444 川西町 8,500 6,838 三宅町 田原本町 31.709 曽爾村 1,549 御杖村 1,758 高取町 7,191 明日香村 5,526 上牧町 22,093 23,050 王寺町 広陵町 33,523 河合町 17,940 吉野町 7.398 大淀町 18.071 下市町 5,662 里潼村 655 天川村 1.353 野迫川村 449 十津川村 3,508 下北山村 892 上北山村 510 川上村 1,320 東吉野村 1,744

図3 市町村別人口増減数(平成22年~27年)

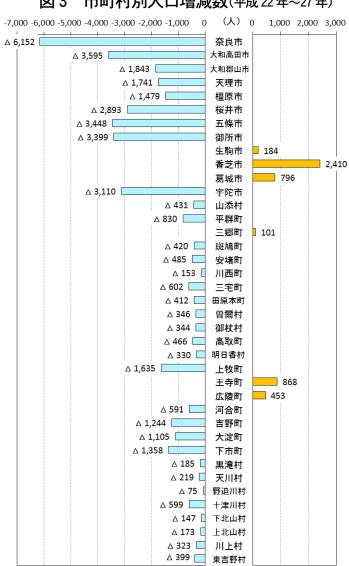
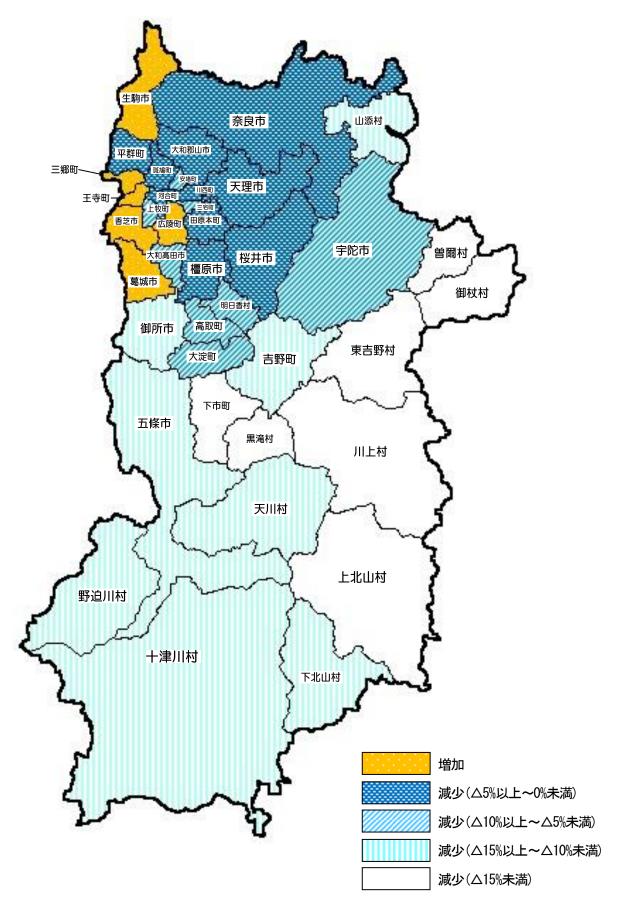


図4 市町村別人口増減率(平成22年~27年)



3. 奈良県の世帯 (平成27年10月1日現在)

- ○奈良県の世帯数 530,325 世帯 [前回より6,802 世帯(1.3%) 増加]
- 〇昭和30年以降、増加傾向
- ○奈良県の1世帯当たり人員は2.57人[前回より0.11人(4.1%)減少]

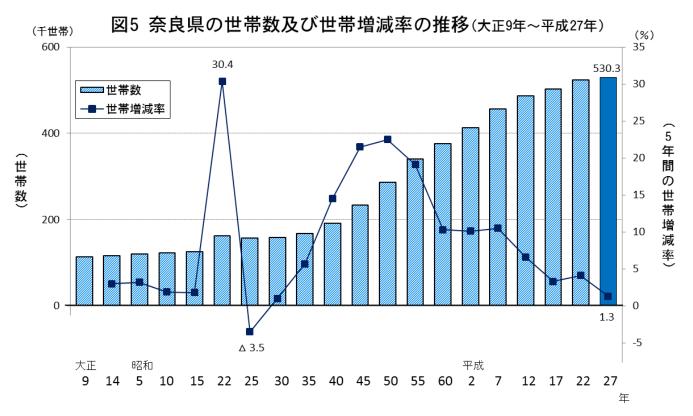


表2 奈良県の世帯数と世帯増減数(率)の推移(大正9年~平成27年)

年次	大正 9年	大正 14年	昭和 5年	昭和 10年	昭和 15年	昭和 22年	昭和 25年	昭和 30年	昭和 35年	昭和 40年
世帯数	113, 178	116, 623	120, 297	122, 531	124, 775	162,760	157, 102	158, 643	167,650	191, 911
増減数 (世帯)		3, 445	3,674	2, 234	2, 244	37, 985	△ 5,658	1,541	9,007	24, 261
増減率		3.0	3.2	1.9	1.8	30.4	△ 3.5	1.0	5.7	14.5

年次	昭和 45年	昭和 50年	昭和 55年	昭和 60年	平成 2年	平成 7 年	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年
世帯数	233, 258	285, 785	340, 335	375, 311	413, 323	456, 849	486,896	503, 068	523, 523	530, 325
増減数 (世帯)	41,347	52, 527	54, 550	34, 976	38,012	43, 526	30,047	16, 172	20, 455	6,802
増減率	21.5	22.5	19.1	10.3	10.1	10.5	6.6	3.3	4.1	1.3

4. 市町村別の世帯 (平成27年10月1日現在)

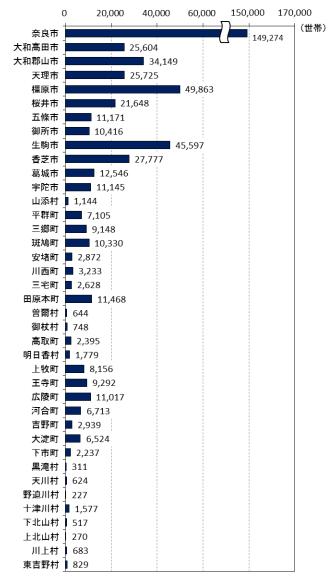
- 〇世帯数が多い上位3市町村 奈良市149,274世帯 橿原市49,863世帯 生駒市45,597世帯
- 〇世帯数が少ない上位3市町村野迎川村227世帯 上北山村270世帯 黒滝村311世帯
- 〇前回に比べ世帯数が増加した市町村(16 市町)

増加数が多い上位3市町村 奈良市1,853世帯 香芝市1,646世帯 橿原市1,123世帯 増加率が高い上位3市町村 王寺町 6.6% 香芝市 6.3% 葛城市 5.5%

〇前回に比べ世帯数が減少した市町村(23 市町村)

減少数が多い上位3市町村 五條市△567世帯 宇陀市△382世帯 十津川村△254世帯 減少率が高い上位3市町村 上北山村△25.2% 十津川村△13.9% 川上村△13.1%

図 7 市町村別世帯増減数(平成 22 年~27 年) 図6 市町村別世帯数(平成27年10月1日現在)



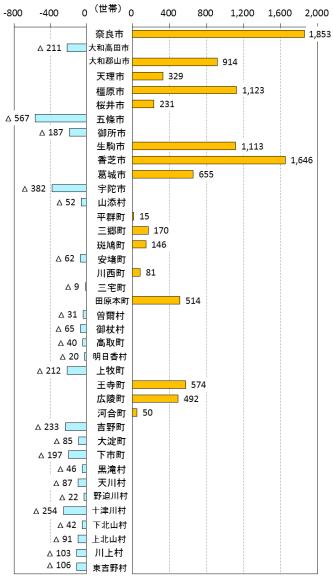
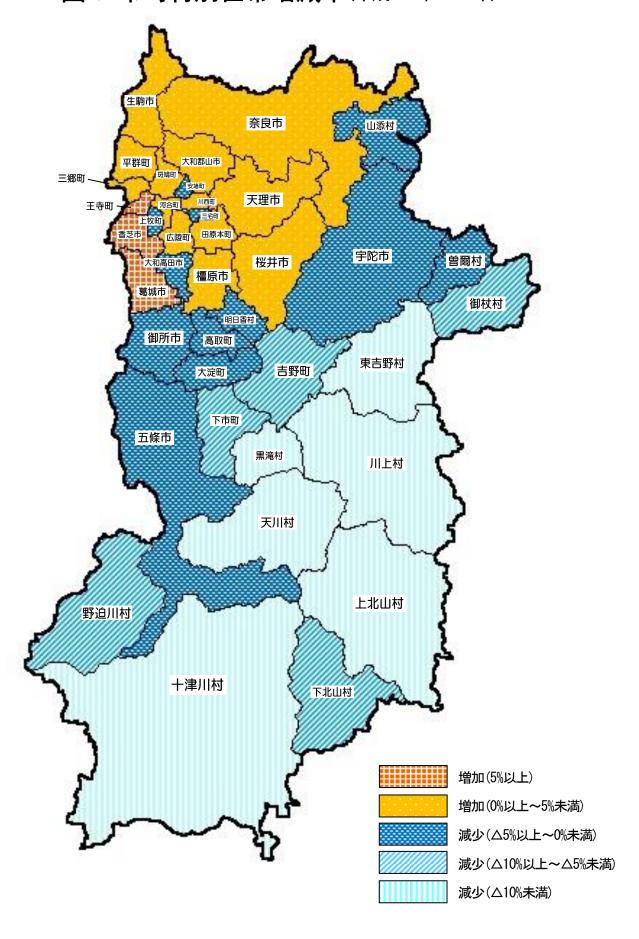


図8 市町村別世帯増減率(平成22年~27年)



平成27年国勢調査の概要

1 調査の目的

国勢調査は、我が国の人口、世帯、産業構造等の実態を明らかにし、国及び地方公共団体における各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として行われる国の最も基本的な統計調査である。調査は大正9年以来ほぼ5年ごとに行われており、平成27年国勢調査はその20回目にあたる。

2 調査の時期

平成27年国勢調査は、平成27年10月1日午前零時(以下「調査時」という)現在によって行われた。

3 調査の根拠法令

平成27年国勢調査は、統計法(平成19年法律第53号)第5条第2項の規定並びに次の政令及び 総務省令に基づいて行われた

国勢調査令(昭和55年政令第98号)

国勢調査施行規則(昭和55年総理府令第21号)

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令(昭和59年総理府令第24号)

4 調査の対象

平成27年国勢調査は、調査時において、本邦内に常住している者について行われた。 ここで「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とみなした。

本邦内に常住している者は外国人を含めてすべて調査の対象としたが、次の者は調査から除外した。

- (1) 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員(随員を含む。) 及びその家族
- (2) 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

5 調查事項

- ・世帯員に関する事項 … 男女の別、出生の年月など13項目
- ・世帯に関する事項 … 世帯の種類、世帯員の数など4項目 計17項目

6 調査の方法

調査は、国勢調査員又は調査員事務を受託した事業者(以下「調査員等」という。)が、下記の方法により行った。

- (1)調査員等は、担当する地域の全ての世帯にインターネット回答の利用案内を配布する。世帯は、9月10日~20日の期間にインターネット回答を行う。
- (2) その後、調査員等はインターネット回答のなかった世帯に調査票等を配布する。 世帯は、記入した調査票をそのまま調査員等に提出するか、又は郵送により提出することにより回答を行う。

総務省統計局 - 都道府県 - 市町村 - 国勢調査指導員 - 調査員等 - 世帯

(参考) 総務省統計局による調査結果の公表予定

	公表予定			
速報集計	人口速報集計(要計表による人口集計)	平成28年2月26日		
基本集計	人口等基本集計	平成28年10月		
ZZ I SKII	就業状態等基本集計	平成29年4月		
人口移動集計	移動人口の男女・年齢等集計	平成29年1月		
従業地・通学地集計	従業地・通学地による人口・就業状態等集計	平成29年6月		